

## 酒々井町ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用した酒々井町及び地元特産品等のPRにより、酒々井町への寄附を促進し、町内産業の振興及び地域の活性化につなげるため、寄附者へ寄附のお礼として贈呈する特産品等やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する法人、団体又は個人事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集について必要な事項を定めるものとする。

### (返礼品提供事業者の要件)

第2条 返礼品提供事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場が町内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、町の地域産業の振興及び魅力発信につながる返礼品を提供する事業者として町長が認めた場合はこの限りでない。
- (2) 自らの事業を行うに当たり、各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- (3) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 町からふるさと納税推進業務を委託された事業者（以下「委託事業者」という。）が必要とする書類の提示が可能であること。

### (返礼品の要件及び金額設定)

第3条 返礼品の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）に適合するものであること。
- (2) 町のPRにつながる特産品、体験及びサービスの提供であること。  
ただし、体験及びサービスの提供による返礼品については、以下の要件をすべて満たすもの。
  - ア 町内で体験及びサービスが提供されるもの。
  - イ 寄附者に対して、体験及びサービスの提供を受けられることがわかる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後3ヶ月以上の有効期限を設けることができるもの。
  - ウ 天候等の理由により、体験及びサービスが提供できない場合は、代替日等を設けること。
  - エ 安全性の確保がされているもの。
- (3) 飲食物については、寄附者に商品が到着後、少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるもの。

(4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるもの。ただし、提供期間内に確実な供給が見込めるものであれば、季節や数量が限定されるものも可能。

(5) 委託事業者が指定する宅配業者により配送が可能なもの。ただし、町と協議の結果、町が認める適正な配送方法を行う場合はこの限りでない。

2 返礼品の金額については、提供する品の本体価格、梱包費等必要な経費（送料は除く）及び消費税を加えたものとし、返礼品の寄附金額については、返礼品の金額を基に原則千円単位として町長が決定するものとする。

(返礼品提供事業者の募集)

第4条 返礼品提供事業者の募集は、原則として随時行うこととする。

(返礼品提供事業者の登録申込み)

第5条 返礼品提供事業者の登録申込みをする者は、酒々井町ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書（別記第1号様式）に、必要事項を記入して添付書類とともに提出することとする。この場合において、委託事業者から、その業務のために必要とする事務書類の提出について依頼があった場合には、当該書類を別途委託事業者に提出することとする。

(返礼品提供事業者の登録決定)

第6条 町長は、前条の書類が提出された場合、速やかにその内容を審査し、その結果を酒々井町ふるさと納税返礼品提供事業者登録（承認・不承認）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(返礼品の新規登録申請)

第7条 返礼品提供事業者は、返礼品の登録をする場合は、酒々井町ふるさと納税返礼品新規登録申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(返礼品の変更登録申請)

第8条 返礼品提供事業者は、登録した返礼品の内容の変更又は提供を終了しようとする場合は、酒々井町ふるさと納税返礼品変更登録申請書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(返礼品の新規・変更登録決定)

第9条 町長は、前2条のいずれかの書類が提出された場合、速やかにその内容を審査し、その結果を酒々井町ふるさと納税返礼品新規・変更登録（承認・不承認）決定通知書（別記第5号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(返礼品提供事業者登録の取消し)

第10条 町長は、返礼品提供事業者が第2条に違反した場合及びその他町長がやむを得ないと認めた場合においては、返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。その場合、酒々井町ふるさと納税返礼品提供事業者登録取消通知書（別記第6号様式）により、返礼品提供事業者へ通知するものとする。

（返礼品登録の取消し）

第11条 町長は、返礼品提供事業者が提供する返礼品が第3条に違反した場合及びその他町長がやむを得ないと認めた場合においては、返礼品の登録を取り消すものとする。その場合、酒々井町ふるさと納税返礼品登録取消通知書（別記第7号様式）により、返礼品提供事業者へ通知するものとする。

（返礼品提供事業者登録の取りやめ報告）

第12条 返礼品提供事業者は、事業者登録を取りやめる場合には、酒々井町ふるさと納税返礼品提供事業者登録取りやめ報告書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 返礼品提供事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、酒々井町個人情報保護条例（平成16年酒々井町条例第11号）及び関係法令を遵守しなければならない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。